

## お知らせ

建設工事等の入札参加者の皆様へ

### 現場代理人に関する常駐規定の緩和について

三芳町建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人について、一定の条件を満たす工事について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 兼務を認める工事

次の(1)、(2)又は(3)の条件を満たす2件の工事については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合等は、兼務することができないので、ご注意ください。

##### (1) 2件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）発注の工事であること
- イ 三芳町内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有する者が受注した工事
- ウ 当初の請負代金額が1件あたり3,500万円未満の工事

##### (2) 2件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）発注の工事であること
- イ 三芳町内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有する者が受注した工事
- ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令第27条第2項の規定により当該2件の工事現場を同一の主任技術者が管理することについて認められた工事

##### (3) 1件については(1)アからウまでの条件を満たし、他の1件については(2)アからウの条件を満たす工事

#### 2 兼務することができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することとしています。なお、上記1の(2)に係る兼務については、入札参加資格審査時に発注者に確認を行ってください。

#### 3 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、発注者に「現場代理人兼務承認申請書」を提出してください。この場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は指名通知書等）を添付してください。詳しくは、「三芳町建設工事請負における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱い」及び、「現場代理人の常駐規定の緩和措置に関するフローチャート」を参照ください。